

平成30年度

雲仙・南島原保健組合入札参加資格審査申請要領
(建設工事・建設コンサルタント等業務)

雲仙・南島原保健組合

平成30年度 建設工事・建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査申請要領について

平成30年4月1日から平成31年3月31日（平成30年度予算分）までに雲仙・南島原保健組合が発注する建設工事・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により入札参加資格審査申請書を所定の期日迄に提出してください。

※ただし、本組合の構成市である雲仙市及び南島原市の平成30年度入札参加者として認定を受けられた方。若しくは、何れかの市に申請し認定を受けられた方は、本組合に登録されているものと致しますので、提出は不要です。

1. 申請資格

【共通事項】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 市町村税、県税及び国税の未納がない者。
※主たる営業所で申請し、「主たる営業所」又は「委任営業所」、いずれか一方での登録となります。

【建設工事の場合】

- (1) 建設業法第3条の許可を受けている者。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に基づく経営事項の審査を受けている者。
- (3) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値の通知を受けている者。

【建設コンサルタント等業務の場合】

- (1) 営業に関し、法律に定められた資格を有する者。
「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務に参加希望する場合は、特に注意が必要です。
 - ① 測 量：雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が測量法第55条の登録を受けていること。
 - ② 建 築 一 般：雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が建築士法第23条の登録を受けていること。
 - ③ 不動産鑑定：雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録を受けていること。※「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」の業務について委任営業所を定めて申請する場合、委任営業所が上記の条件を満たしていなければ、委任営業所での登録はできません。

2. 申請方法

書面申請とします。

3. 受付期間

- ・平成30年1月15日（月）～平成30年2月15日（木） **午後5時までに必着のこと。**
（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）
- ・（受付時間）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

※期限までに書類審査を受けた者は、申請に不足・不備がある場合に別途修正期間を設けます。

4. 提出先

〒854-0515 長崎県雲仙市小浜町北野298番地
雲仙・南島原保健組合 組合事務局
TEL 0957-74-3822 FAX 0957-74-3823

5. 提出方法

申請書一式：持参又は郵送等 **（平成30年2月15日（木） 午後5時までに必着）**

※持参の場合は、認定通知用の返信用封筒又は、返信用郵便ハガキを同封して下さい。
※郵送等の場合は、受付用と認定通知用の返信用封筒又は、返信用郵便ハガキを各々同封して下さい。
※ファックスや電子メール等での受け付けは、致しませんのでご注意ください。

6. 有効期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年間）

ただし、建設工事の場合、経営事項審査の有効期間（審査基準日から1年7カ月）内とします。

7. 提出書類

(1) 申請書及び添付書類（※チェックリスト参照）

様式については、雲仙・南島原保健組合ホームページよりダウンロードしてください。

「雲仙・南島原保健組合HPアドレス：hoken-kumiai.jp」

8. 留意事項

(1) 申請書はチェックリスト順に並べ、A4（縦）フラットファイルに綴り、背表紙に申請者名を明記して提出してください。

（※建設工事・建設コンサルタント等業務の双方に申請される方は、それぞれに申請書が必要です。）

(2) フラットファイル（色）は、建設工事を**赤系色（赤、桃）**、建設コンサルタント等業務を**青系色（青、水色）**としてください。

(3) 申請書及び添付書類に不備があった場合は、入札参加資格の認定はされませんので、提出の際はチェックリストを活用し、充分にご確認ください。（※書類不備の場合は、受理致しません。）

9. 系列会社の同一入札参加制限について（建設工事のみ）

入札の公平性を高める必要があることから、建設工事の入札において、資本的関係や役員の兼務などの人的関係にある複数の者（系列会社）については、同一入札への参加ができません。

【資本的関係とは】～会社法施行規則第3条に規定する親会社と子会社の関係にある場合

【人的関係とは】～一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（監査役を除く）

※詳しくは、雲仙市ホームページ「入札・契約情報」→「入札参加資格関係」→「系列会社の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

10. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書について（建設工事のみ）

(1) 経営事項審査の審査基準日は、**平成28年7月1日から平成29年6月30日まで**のものとし、
ただし、新規や合併等の場合は、申請日現在で最新のものとします。

(2) 建設業法第27条の23の規定により、政令で定める公共工事を請け負う場合は、経営事項審査を毎年受けることが義務づけられています。

(3) 経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7カ月となっておりますので、今回提出分以降、新しい経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受け取ったら、速やかに（写）を雲仙・南島原保健組合へ提出してください。（郵送可）

◎経営審査の有効期限が過ぎても提出がない場合は、提出があるまで入札に参加できませんのでご注意ください。

11. 社会保険等の加入について（建設工事のみ）

10. (1) の経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の3項目について、「無」に該当しない者であること。

◎3項目のうち、1項目でも「無」に該当する場合には申請は受け付けない。（適用除外は除く。）

（ただし、経過措置として、結果通知書発行後に社会保険等に加入した場合は、経営事項審査の有効期間内であれば、その旨を証明する書面を提出することで、申請を受け付けます。）

12. その他

- (1) 年度途中の入札参加資格審査申請内容の変更について
 - ①本申請書類等の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更届を提出ください。
 - ②建設工事において、年度途中の業種（工種）の追加はできません。
 - ③建設コンサルタント等業務において、年度途中の参加希望項目の追加はできません。
- (2) 申請要領をよくご確認ください。申請（作成）してください。

【建設工事】

申請書類	申請様式・留意事項
<p>・平成30年度入札参加資格審査申請提出書類等チェックリスト</p>	<p>※「チェック欄」を活用（チェック）し、提出書類の漏れがないように注意してください。チェックリストも提出が必要です。</p>
<p>①雲仙・南島原保健組合入札参加資格審査申請書</p>	<p>共通様式1（※指定様式）</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請区分 <ul style="list-style-type: none"> 「建設工事」になっているか確認してください。 申請者（主たる営業所） <ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条の許可を受けていること。 申請者の印には、「実印」を押印してください。 「開設年月日」は、法人設立開設届による開設日を記載してください。 「所属職員数」は、法人の場合は「代表者」、個人の場合は「事業主」を除き、「主たる営業所」に所属勤務する社員のみを申請日現在で記載し、その内訳を「技術」と「事務」（技術以外）に分けてください。 ※会社全体の社員数ではなく、「主たる営業所」のみの社員数とする。 委任営業所（申請者が委任する従たる営業所） <ul style="list-style-type: none"> 「従たる営業所」に委任する場合のみ記載してください。 建設業法第3条の許可を受けていること。 営業所名のみ記載してください。（※「〇〇会社△△営業所」でなく、「△△営業所」とのみ記載してください。） 「開設年月日」は、法人設立開設届による「委任営業所」の開設日を記載してください。 「所属職員数」は、「委任営業所」の「代表者」を除き、「委任営業所」に所属勤務する社員のみを申請日現在で記載し、その内訳として「技術」と「事務」に分けてください。 申請書作成担当者名 <ul style="list-style-type: none"> 記載内容を把握し、内容について質問があった場合に回答できる人。 「所属職名等」「氏名」「TEL」「FAX」「メールアドレス」等を記載してください。 <p>【注意】 ※電話、FAX、PC（インターネット環境）を有しない「営業所」は、営業所機能を有していないとみなし、入札参加資格は認めません。</p>
<p>②委任状</p>	<p>共通様式2（※指定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「従たる営業所」に権限を委任しない場合は不要です。 申請者印は、「実印」を押印してください。 代理人印は、「委任営業所の代表者印」を押印してください。 <p>※「委任事項」に留意してください。</p>
<p>③建設業許可証明書（写）又は、許可通知書（写）</p>	<p>※有効期間内のものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雲仙市指定給水装置工事業者証（写）、雲仙市下水道排水設備指定工事店証（写）、長崎県の特例浄化槽工事業者届出書（写）（※県の受付印があるもの）等を有する方は、その写し（有効期限内のもの）を提出してください。
<p>④営業所一覧表</p>	<p>工事様式1（※指定様式）</p> <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録を希望する営業所所在地が構成市（雲仙市・南島原市）外の場合、営業所専任技術者以外で入札参加資格登録を希望する業種（工事）の主任技術者となれる技術者（※会社全体が対象）が居なければ、その業種（工種）の希望はできません。 登録を希望する営業所所在地が構成市（雲仙市・南島原市）内の場合、国総建第18号（平成15年4月21日）「営業所における専任の技術者の取り扱いについて」により、経営事項審査を受けた建設業許可業種であれば入札参加資格登録を希望できます。 雲仙市又は南島原市に委任営業所を有する場合は、委任営業所に係る以下の書類（写）を併せて提出してください。

	<p>①建設業法第3条の許可申請書又は変更届出書（県の受付印のあるもの。別表を含む。）</p> <p>②法人市民税納税証明書、未納がないことを証明する書面又は法人設立開設届</p> <p>③営業所の案内図</p>
⑤工事経歴書	<p>工事様式2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の種類ごとに作成してください。 ・提出は雲仙・南島原保健組合様式とするが、雲仙・南島原保健組合様式の内容が確認できるものであれば、他の機関に提出したものの写しでも可。
⑥技術者経歴書 1.営業所専任技術者	<p>工事様式3-1 （※指定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業所名称」欄は、入札参加資格登録を希望する営業所が「主たる営業所（申請者）」の場合は、「主たる営業所」を記載し、「委任営業所（申請者が委任する従たる営業所）」の場合は、「委任営業所」を記載してください。 ・入札参加資格登録を希望する営業所の建設業許可業種（審査申請業種）に該当する全ての「専任技術者」を記載してください。 （※入札参加資格登録を希望する営業所が「主たる営業所（申請者）」の場合は、「主たる営業所」の専任技術者情報を記載し、「委任営業所（申請者が委任する従たる営業所）」の場合は、「委任営業所」の専任技術者情報を記載してください。） ・「最終学歴」の欄は、「学校の種類」（高校、専門学校、大学等）及び「専攻学科」（土木工学科、建築科、普通科等）を記載してください。 ・「法令による免許等」の欄は、許可業種の「専任技術者」となれる資格の「名称」、「取得年月日」及び実務経験を要する資格については、「実務経験年数」を記載してください。 ※国家資格者証を有する者で実務経験を要しない資格については、「実務経験年数」の欄は、記載不要。 ・国家資格者証を有する者以外で、建設業法第7条2号（イ）又は（ロ）に該当する者は、「学校の種類」及び「専攻学科」を必ず記載するとともに、「法令による免許等」の「名称」欄に、法第7条2号（イ）又は（ロ）を記載し、「実務経験年数」に「年数」、「専任業種名称（略字）」の欄に建設業の業種名称（略字）を必ず記載してください。 ・国家資格者証を有する者以外で、建設業法第15条2号（ハ）に該当する者は、「学校の種類」及び「専攻学科」を必ず記載するとともに、「法令による免許等」の「名称」欄に、法第15条2号（ハ）と記載し、「取得年月日」に認定日（※実務経験年数は記載不要）、「専任業種名称（略字）」の欄に建設業の業種名称（略字）を必ず記載してください。 ・「専任」に必要な資格は、記載しないでください。 ・建設業の許可が「一般」の場合は、監理技術者「監」は選択できません。 ・1名の専任技術者資格で、建設業の許可を「一般」と「特定」の両方取得している場合は、同姓同名の専任技術者が2名居るという考えで記載してください。
⑦技術者経歴書 2.営業所専任技術者以外の技術者	<p>工事様式3-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所専任技術者以外で、工事の主任（監理）技術者となれる全ての技術者（※会社全体が対象）を記載してください。 ・「営業所名称」欄には、その技術者が属する営業所の名称を記載してください。 ・「最終学歴」の欄は、「学校の種類」（高校、専門学校、大学等）及び「専攻学科」（土木工学科、建築科、普通科等）を記載してください。 ・「法令による免許等」の欄は、工事の主任（監理）技術者となれる資格の「名称」、「取得年月日」及び実務経験を要する資格については、「実務経験年数」を記載してください。 ※国家資格者証を有する者で実務経験を要しない資格については、「実務経験年数」の欄は、記載不要。 ・国家資格者証を有する者以外で、建設業法第7条2号（イ）又は（ロ）に該当する者は、「学校の種類」及び「専攻学科」を必ず記載するとともに、「法令による免許等」の「名称」欄に、法第7条2号（イ）又は（ロ）を記載し、「実務経験年数」に「年数」、「業種名称（略字）」の欄に建設業の業種名称（略字）を必ず記載してください。 ・提出は雲仙・南島原保健組合様式とするが、雲仙・南島原保健組合様式の内

	<p>容が確認できるものであれば、他の機関に提出したものの写しでも可。</p> <p>※登録を希望する営業所所在地が構成市（雲仙市・南島原市）外の場合は、営業所専任技術者以外で、入札参加資格登録を希望する業種（工事）の主任技術者となれる技術者（※会社全体が対象）が居ない場合は、希望できませんのでご注意ください。</p>
⑧経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までのものとし ます。ただし、新規や合併等の場合は、申請日現在で最新のものとし ます。 経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7カ月とな っておりますので、申請までに新しい経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書を受け取ったら、その分の写しも雲仙・南島原保健組合へ 提出してください。
⑨系列会社についての調書	<p>系列会社についての調書 （※指定様式）</p> <p>※申請日現在で最新ものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当がない場合もその旨を記載し、調書を提出してください。 ・雲仙市ホームページの「入札・契約情報」→「入札参加資格関係」→「系 列会社の同一入札参加制限について」を参照してください。 http://www.city.unzen.nagasaki.jp/keiyaku/
⑩未納がないことを証明する書面（市区町村税）（写可）	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」） の所在する市区町村へ請求してください。 ・雲仙市内に営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」）を有する場合は、 指定の「証明願」により提出してください。 ・長崎県内に「委任営業所」を有する場合は、必ず「委任営業所」の所在する 市町村の証明書を提出してください。（※「主たる営業所」の証明書は不可。） ・長崎県外に「委任営業所」を有する場合は、「主たる営業所」分、「委任営業 所」分、どちらかで可。 ※東京23区の法人は都税
⑪未納がないことを証明する書面（都道府県税）（写可）	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格登録を希望する営業所（「主たる営業所」又は「委任営業所」） の所在する都道府県税事務所へ請求してください。 ・長崎県内に「委任営業所」を有する場合は、必ず長崎県の証明書を提出して ください。（※「主たる営業所」の証明書では不可。） ・長崎県外に「委任営業所」を有する場合は、「主たる営業所」分、「委任営業 所」分、どちらかで可。
⑫未納がないことを証明する書面（国税）（写可）	<ul style="list-style-type: none"> ・「主たる営業所」所在地の税務署に請求してください。 【法人】の場合は、納税証明書「その3の3」 【個人】の場合は、納税証明書「その3の2」 ・納税証明書「その3」を提出する場合は、「法人」については、法人税・消 費税、「個人」については、所得税・消費税についての納税証明書として ください。
⑬労働保険料納入証明書（写可）	<ul style="list-style-type: none"> ・「主たる営業所」の所在する労働基準監督署へ請求してください。 ・有効期間が明記されているものについては、有効期間内のものを提出して ください。 ・証明書に「提出機関名」「提出先」等の欄がある場合において、「提出機関名」 「提出先」等は問いません。 ・「労働保険料納入証明書」（写）の提出を基本とするが、納入証明書の発行を しない限られた都道府県にあっては、保険料の納入が確認できる（領収日付 欄に受領印のある）「納付書・領収証書」の写しでも可。（ただし、年間相当 額分を提出してください。） <p>※納入証明書が発行される都道府県は、納入証明書を提出してください。</p>
⑭建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写可）	<p>※申請日現在で最新ものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主たる営業所」の所在する「建設業退職金共済事業本部」へ請求してくだ さい。（※申請書提出時の直前決算日のものを提出してください。） ・「建設業退職金共済事業制度」に加入しているが、実績等がなく「履行証明 書」を発行してもらえない場合は、「加入証明書」の写しと理由書（様式任 意、会社名・代表者氏名・押印を要する）を提出することで、これに代える ことができます。 ・「建設業退職金共済事業制度」以外の退職金制度の場合は、その制度への加

	入状況を証する書類（申請日直前3カ月以内のもの）を提出してください。
⑮登記簿謄本（写可）、 個人経営の場合は身元 （身分）証明書（写可）	【法人】所管法務局に請求してください。 （※履歴事項全部証明書又は現在事項証明書） 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑯印鑑証明書（写可）	【法人】所管法務局へ請求してください。 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑰使用印鑑届	共通様式3 （※指定様式） ・印影がはっきりわかるように押印してください。 ・ 使用印鑑については、会社印（角印）ではありませんので、ご注意ください。
※国又は県、若しくは 市町村の発注に係る工 事の契約書（写）	・過去2箇年間に、国又は県、若しくは市町村の発注に係る工事の契約書 （※頭書のみで可。印影が確認できること。）の（写）を2件（完成）分 提出してください。 ※共同企業体として契約した場合は、出資割合が必要となりますので、併せ て協定書の（写）が必要となります。 ・提出できない場合は、その理由書を提出してください。（任意様式）

※ 各証明書類（③、⑧及び⑭の建退共の履行証明書を除く。）は、申請書提出時の直前3カ月以内に発行されたものとしします。

※ 各証明書類の申請の際、本人以外は「委任状」が必要になる場合があります。

【建設コンサルタント等業務】

申請書類	申請様式・留意事項
<p>・平成30年度入札参加資格審査申請提出書類等チェックリスト</p>	<p>※「チェック欄」を活用（チェック）し、提出書類の漏れがないように注意してください。チェックリストも提出が必要です。</p>
<p>①雲仙・南島原保健組合入札参加資格審査申請書</p>	<p>共通様式1（※指定様式）</p> <p>1. 申請区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建設コンサルタント等業務」になっているか確認してください。 <p>2. 申請者（主たる営業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「測量」においては、測量法第55条の登録を受けていること。 ・「建築一般」においては、建築士法第23条の登録を受けていること。 ・「不動産鑑定」においては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録を受けていること。 ・申請者の印には「実印」を押印してください。 ・「開設年月日」は、法人設立開設届による開設日を記載してください。 ・「所属職員数」は、法人の場合は「代表者」、個人の場合は「事業主」を除き、「主たる営業所」に所属勤務する社員のみを申請日現在で記載し、その内訳を「技術」「事務」（技術以外）に分けてください。 <p>3. 委任営業所（申請者が委任する従たる営業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「従たる営業所」に委任する場合のみ記載してください。 ・「測量」においては、測量法第55条の登録を受けていること。 ・「建築一般」においては、建築士法第23条の登録を受けていること。 ・「不動産鑑定」においては、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録を受けていること。 <p>※「測量」、「建築一般」及び「不動産鑑定」について、委任営業所を定めて申請する場合、委任営業所が上記の条件を満たしていなければ、委任営業所として登録できません。</p> <p>・<u>営業所名のみ記載してください。（※「〇〇会社△△営業所」でなく、「△△営業所」とのみ記載してください。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開設年月日」は、法人設立開設届による「委任営業所」の開設日を記載してください。 ・「所属職員数」は、「委任営業所」の「代表者」を除き、「委任営業所」に所属勤務する社員のみを申請日現在で記載し、その内訳として「技術」と「事務」に分けてください。 <p>4. 申請書作成担当者名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容を把握し、内容について質問があった場合に回答できる人。 ・「所属職名等」「氏名」「TEL」「FAX」「メールアドレス」等を記載してください。 <p>【注意】</p> <p>※電話、FAX、PC（インターネット環境）を有しない「営業所」は、営業所機能を有していないとみなし、入札参加資格は認めません。</p>
<p>②委任状</p>	<p>共通様式2（※指定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「従たる営業所」に権限を委任しない場合は不要です。 ・申請印は「実印」を押印してください。 ・代理人印は、「委任営業所の代表者印」を押印してください。 <p>※「委任事項」に留意してください。</p>

③希望業種別調書	<p>コンサル様式1 (※指定様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「測量一般」「地図調整」「航空測量」については、雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が測量法第55条の登録がなければ参加希望できません。 ・「建築一般」については、雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が建築士法第23条の登録がなければ参加希望できません。 ・土木関係建設コンサルタント業務の「建設コンサルタント」の各項目で登録をチェック「○」するには、建設コンサルタント登録規程第2条に基づく登録が必要です。 ・地質調査業務で登録をチェック「○」するには、地質調査業者登録規程第2条に基づく登録が必要です。 ・補償関係コンサルタント業務の「補償コンサルタント」の各項目で登録をチェック「○」するには、補償コンサルタント登録規程第2条に基づく登録が必要です。 ・「不動産鑑定」については、雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）が不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録がなければ参加希望できません。 ・参加希望の有無に関わらず、「主たる営業所」で登録を受けている項目については、その欄をチェック「○」してください。 ・「直前2年間の年間平均実績高」は、会社全体分を必ず記載してください。 ・コンサル様式2の「2. 測量等実績高」の「合計」と合うようにしてください。 ・建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務のそれぞれの「その他」欄について該当がある場合は、項目欄の「カッコ」() に名称を記載してください。 ・区分「その他」、項目「その他」の直前2年間の年間平均実績高(千円)は、金額調整用となりますので、ご注意ください。
④実態調書	<p>コンサル様式2 (※指定様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. 登録を受けている事業」の欄の「建築士事務所」「不動産鑑定業者」の欄については、雲仙・南島原保健組合と契約を行う営業所（委任営業所がある場合は、委任営業所）について記載してください。 ・上記以外については、「主たる営業所」での登録について記載してください。 ・入札参加資格登録希望の有無に関わらず、登録を受けているものについては、「登録番号」、「登録年月日」を記載してください。 (※「③希望業種別調書」の「登録業種」のチェックとの確認を行ってください。) ・「2. 測量等実績高」の「合計」については、コンサル様式1の「合計」と合うようにしてください。また、決算期間を記載してください。 ・「3. 技術者のうち有資格者数」の「資格者区分」「技術士区分」「RCCM・認定技術管理者区分」の各名称を間違えないように留意し、記載してください。なお、人数については、会社全体としての数を記載してください。 <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※同一人物が、同一部門において「技術士」と「RCCM・認定技術管理者」の資格を有している場合は、「技術士」欄に実数を計上し、「RCCM・認定技術管理者」欄には、計上しないこと。 ※認定技術者数は、「RCCM・認定技術管理者」欄へ計上すること。 ※同様に同じ資格で「1級」と「2級」が有る場合においても「1級」にのみ計上すること。
⑤営業に関する各種登録の証明書(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・③希望業種別調書(コンサル様式1)の「主たる営業所」で登録にチェック「○」をした場合は、それぞれの項目に係る登録の証明書(写)を提出してください。 <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【測量業務】、【建築一般】、【不動産鑑定】において「委任営業所」を定めて申請する場合は、次の書類も併せて提出が必要です。なお、書類不備の場合は、それらの業務希望ができませんのでご注意ください。

	<p>【測量業務】(①～③全て)</p> <p>① 測量法第55条に基づく登録の証明書(写)「主たる営業所名」</p> <p>② 「委任営業所」の記載のある測量業者登録申請書(写)及び添付書類(ト)(写)(法第55条の3第6号)</p> <p>③ 測量士名簿記載事項証明書(写)</p> <p>【建築一般】</p> <p>① 建築士法第23条に基づく登録の証明書(写)</p> <p>【不動産鑑定】</p> <p>① 不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく登録の証明書(写)</p>
⑥営業所一覧表	<p>※雲仙市又は南島原市に「委任営業所」を有する場合のみ該当します。</p> <p>・雲仙市又は南島原市に委任営業所を有する場合は、委任営業所に係る以下の書類(写)を提出してください。</p> <p>①法人市民税納税証明書、未納がないことを証明する書面又は法人設立開設届</p> <p>②営業所の案内図</p>
⑦業務経歴書(測量等実績調書)	<p>コンサル様式4</p> <p>・業種区分の種類ごとに作成してください。</p> <p>・提出は雲仙・南島原保健組合様式とするが、雲仙・南島原保健組合様式の内容が確認できるものであれば、他の機関に提出したものの写しでも可。</p>
⑧技術者経歴書	<p>コンサル様式5</p> <p>・コンサル様式2「実態調書」の「3. 技術者のうち有資格者数」に計上されている技術者を記載してください。なお、「3. 技術者のうち有資格者数」の欄に「名称」がない技術者については、こちらに記載してください。</p> <p>・「最終学歴」の欄は、「学校の種類」(高校、専門学校、大学等)及び「専攻学科」(土木工学科、建築科、普通科等)を記載してください。</p> <p>・提出は雲仙・南島原保健組合様式とするが、雲仙・南島原保健組合様式の内容が確認できるものであれば、他の機関に提出したものの写しでも可。</p>
⑨未納がないことを証明する書面(市区町村税)(写可)	<p>・入札参加資格登録を希望する営業所(「主たる営業所」又は「委任営業所」)の所在する市区町村へ請求してください。</p> <p>・雲仙市内に営業所(「主たる営業所」又は「委任営業所」)を有する場合は、指定の「証明願」により提出してください。</p> <p>・長崎県内に「委任営業所」を有する場合は、必ず「委任営業所」の所在する市町村の証明書を提出してください。(※「主たる営業所」の証明書は不可。)</p> <p>・長崎県外に「委任営業所」を有する場合は、「主たる営業所」分、「委任営業所」分、どちらかで可。</p> <p>※東京23区の法人は都税</p>
⑩未納がないことを証明する書面(都道府県税)(写可)	<p>・入札参加資格登録を希望する営業所(「主たる営業所」又は「委任営業所」)の所在する都道府県税事務所へ請求してください。</p> <p>・長崎県内に「委任営業所」を有する場合は、必ず長崎県の証明書を提出してください。(※「主たる営業所」の証明書では不可。)</p> <p>・長崎県外に「委任営業所」を有する場合は、「主たる営業所」分、「委任営業所」分、どちらかで可。</p>
⑪未納がないことを証明する書面(国税)(写可)	<p>・「主たる営業所」所在地の税務署に請求してください。</p> <p>【法人】の場合は、納税証明書「その3の3」</p> <p>【個人】の場合は、納税証明書「その3の2」</p> <p>・納税証明書「その3」を提出する場合は、「法人」については、法人税・消費税、「個人」については、所得税・消費税についての納税証明書とする。</p>
⑫労働保険料納入証明書(写可)	<p>・「主たる営業所」の所在する労働基準監督署へ請求してください。</p> <p>・有効期間が明記されているものについては、有効期間内のものを提出してください。</p> <p>・証明書に「提出機関名」「提出先」等の欄がある場合において、「提出機関名」「提出先」等は問いません。</p> <p>・「労働保険料納入証明書」(写)の提出を基本とするが、納入証明書の発行をしない限られた都道府県にあっては、保険料の納入が確認できる(領収日付欄に受領印のある)「納付書・領収証書」の写しでも可。(ただし、年間相当額分を提出してください。)</p>

	※納入証明書が発行される都道府県は、納入証明書を提出してください。
⑬登記簿謄本（写可）、 個人経営の場合は身元 （身分）証明書（写可）	【法人】所管法務局に請求してください。 （※履歴事項全部証明書又は現在事項証明書） 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑭印鑑証明書（写可）	【法人】所管法務局へ請求してください。 【個人】住所地の市町村へ請求してください。
⑮使用印鑑届	共通様式3 （※指定様式） ・印影がはっきりわかるように押印してください。 ・ 使用印鑑については、会社印（角印）ではありませんので、ご注意ください。
※国又は県、若しくは 市町村の発注に係る工 事の契約書（写）	・過去2箇年間に、国又は県、若しくは市町村の発注に係る建設コンサル タント等業務の契約書（※頭書のみで可。印影が確認できること。）の（写） を2件（完了）分提出してください。 ※共同企業体として契約した場合は、出資割合が必要となりますので、併せ て協定書の（写）が必要となります。 ・提出できない場合は、その理由書を提出してください。（任意様式）

※ 各証明書類（⑤を除く。）は、申請書提出時の直前3カ月以内に発行されたものとしします。

※ 各証明書類の申請の際、本人以外は「委任状」が必要になる場合があります。